目 次

第1部 法務リスク管理 の基礎知識

	第	[1章	法務リ	スク管	理と	は何か	> 2
Ι	な	:ぜ「リスク	管理」が注目	されるよ	うになった	このか …	2
	1	はじめに …					2
	2	従来型のリス	スク管理と今日	的なリスク	'管理		3
	3	リスク管理が	が注目されるよ	うになった	:理由		3
Π	リ	スク管理と	は何か				5
	1	リスクの概念	<u>\$</u>				5
	2	リスクの分類	頭				8
	3	法務リスク・					10
III	法	務リスク管	理の諸相				13
	1	法務リスク領	管理をめぐる状	況			13
	2	コーポレー	ト・ガバナンス	と内部統制	J		15
	3	リスク管理の	の規格				17
	4	PDCAサイク	ブル				19
IV	注	務リスク管	理の考え方と	手法			20
	1	はじめに…					20
	2	法務リスク領	管理の基本的な	手法			21
	(1)	リスクの特	寺定				21
	(2)	リスク分析	折と評価				21
		〈図1〉 」	スク・アヤスメ`	ント・フトリ	クスーリス	クの分析と	評価22

	(3)	リスクへの対応策の選択と決定	22
	(4)	リスクマネジメントプログラムの策定と実施	2
	(5)	モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(6)	リスク管理と業務との関わり	22
	3 IJ	スクが顕在化したときの対応	25
	4 大	□規模災害時における事業継続	27
		〈図 2 〉 事業継続の取組みの流れ	29
	5 注	≒務リスク管理の要諦⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	32
	(1)	何がリスクかを認識すること(リスクの洗い出し)が出発点…	32
	(2)	起きてからでも対処できるリスクは後回し	3;
	(3)	重大なリスクは何かを認識できれば知恵は出る	3;
	(4)	「経営者が最大のリスク」ではリスク管理などできない	34
	(5)	起こらないことを前提にしたリスク管理は無意味どころか、	
		かえって危険	3
	(6)	リスク管理は体裁を整えることではない	
Ī	広幸	银対応	36
	一	2章 法務リスク管理の基本原則	11
Ι		ンプライアンス	
		1ンプライアンスとは何か	
		1ンプライアンスの実現過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 企	≧業不祥事はなぜ起こるのか	
	(1)	はじめに	4
		〔表1〕 大企業による主な企業不祥事 (2000年以降)	
	(2)	企業人の意識の閉鎖性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	日本的経営システムの限界	4
	(4)	法律解釈の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48

(5)	目由で透明な市場に対する国民の渇望4	9
4 1	と業不祥事を防止するにはどうしたらよいか4	9
(1)	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)	意識改革の必要性・・・・・・5	0
(3)	隠蔽体質の除去	1
(4)	原因の究明と再発防止への努力	1
(5)	管理・監視体制の整備・・・・・・・5	2
(6)	開かれた組織の必要性5	3
5 %	なぜコンプライアンスが社内に浸透しないのか5	4
(1)	コンプライアンスの土壌がない	4
(2)	コンプライアンスに対する感度が鈍い	5
(3)	コンプライアンスが日常的な業務プロセスの中に活かされてい	
	ない5	5
(4)	不正対応に甘さがある・・・・・・5	6
(5)	背景にある事情を見落としている	6
(6)	社内に「聖域」をつくっている	7
(7)	経営者によるメッセージが不足している5	7
II 内i	邻統制 5	7
1 7	勺部統制(インターナル・コントロール)の意味と目的 5	7
	〈図3〉 内部統制とコーポレート・ガバナンスの関係5	8
2 (COSOレポートに示された内部統制モデル	8
(1)	内部統制の目的5	9
(2)	内部統制の構成要素5	9
(3)	内部統制の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
(4)	役割と責任	0
	〈図 4 〉 COSOレポートにおける内部統制のモデル	1
3 7	り部統制に関する考え方の整理	1
4 C	COSO ERM6	2

	日本における内部統制の導入と普及	63
6	金融商品取引法における内部統制	65
	〔表 2 〕 内部統制の導入・普及の経過	66
	〈図5〉 企業会計審議会による内部統制のモデル	69
	〈図6〉 財務報告に係る内部統制の評価プロセス	70
7	会社法における内部統制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
II (CSR(企業の社会的責任)	73
1	CSRとは何か	73
2	CSRの背景 ······	75
(1) 経済のグローバル化と様々な社会問題の発生	75
()	2) 企業と社会との関係の変化	76
(:	3) 企業評価の指標としてのCSR ······	77
(4	4) CSRに対する社会の要請	77
3	「持続可能性」と「トリプルボトムライン」	77
4	CSRをめぐる動向	79
5	CSRの考え方	81
4	ちょき 计数リック空間のもんの	
Š	第3章 法務リスク管理のための	
5	第3章 法務リスク管理のための コンプライアンス体制 […]	
		85
I ;	コンプライアンス体制 ··· 総 論 ·····	85 85
I ;	コンプライアンス体制 … 総 論	85 85
I ;	コンプライアンス体制 … 総 論	85 85 87
I ;	コンプライアンス体制 … 総 論	
I ; II 1 2 3	コンプライアンス体制 …総 論	
I ; II 1 2 3	コンプライアンス体制 … 総 論 … リスク管理のためにまず経営者が行うべきこと … 経営者によるリスク管理体制の構築の重要性 … 組織の外部および内部の環境の把握 … 法務リスク管理の方針の設定 …	
I ;	コンプライアンス体制 … 総 論 … リスク管理のためにまず経営者が行うべきこと … 経営者によるリスク管理体制の構築の重要性 … 組織の外部および内部の環境の把握 … 法務リスク管理の方針の設定 … 1) 法務リスク管理の基本方針 …	

Ⅲ リスクのアセスメント	96
1 リスクの特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
〔表3〕 事業活動に応じたリスクの一覧表	98
2 リスクの分析と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
3 リスクへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
〔表 4 〕 リスク評価の基準	100
4 リスクのアセスメントに関する責任者	101
Ⅳ リスク対応策の立案・実行	102
1 組 織	102
(1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー	103
(2) コンプライアンス担当部署	103
(3) コンプライアンス委員会	104
(4) 各部門・部署におけるコンプライアンス責任者・担	.当者105
2 社内の規程の整備	106
(1) 組織に関する規程	106
(2) 法務リスクのアセスメントに関する規程	106
(3) 個々のリスクに関する管理規程	106
(4) モニタリングに関する規程	107
3 報告・連絡体制	108
4 啓発・教育・訓練体制	109
(1) 基本プログラム	110
(2) 個別プログラム	110
(3) 教育・研修の方法	111
(4) メディアトレーニング	111
5 リスク発生時の対応	112
(1) 情報収集 (事実確認・報告)	112
(A) 情 報 ······	112
(B) 留音占	113

(2) 対策本部の設置114
(3) 記者会見・プレスリリース対応115
(4) 調査委員会の設置115
(A) 内部調査委員会 ······116
(B) 第三者委員会 ······116
(5) 再発防止策、社内処分
V モニタリング125
1 日常的なモニタリング126
2 監査部門によるモニタリング
3 モニタリング結果の報告、検証 127
■数 4 去 注 数 U ⇒ 5 数 TH V 产 和
■第4章 法務リスク管理と広報 *******128
I 広報の位置づけと重要性――広報活動は企業の姿勢を映す鏡で
ある128
【メディアの視点①】 クライシス・コミュニケーション129
Ⅱ 広報に求められる姿勢(社内論理と社会常識とのバランス)
――広報には社会的責任や道義的責任に対する配慮が求めら
れる130
Ⅲ 法務リスクが顕在化した際の対応 ······132
1 情報の集約・一元化(統一的な対応)――平時における備えこそ
重要である132
2 情報開示 (自主的な公表) の要否の判断と開示方法の検討133
(1) 情報開示の要否(公表するか否か)の判断(判断基準)・・・・・・133
(A) 生命・身体への危険、健康被害の発生やそのおそれがある
場合135
(B) (A)に該当する場合以外の被害の発生やそのおそれがある場合
135

(C) 企業の信用・信頼に関わる事象の発生136
(2) 開示方法(記者会見・プレスリリース・ホームページなど)の
検討138
(A) 記者会見 ······138
【メディアの視点②】 メディアはなぜ厳しい追及をするのか $\cdots \cdots 143$
【メディアの視点③】 記者会見での留意点146
(B) プレスリリース148
(C) ホームページ149
(3) 開示の内容(法務リスクの顕在化にあたり集約すべき情報)149
(4) 開示の時期151
3 事実関係等の文書化 (ポジションペーパー)、ステートメント・
想定問答集等の作成
(1) 事実関係等の文書化
(2) ステートメント153
(3) 想定問答集
4 電話取材・対面取材時における留意事項
Ⅳ 平時における準備154
1 潜在的リスクの洗い出し
2 危機管理マニュアルの作成・改訂、社内研修 155
3 情報伝達網の整備 (情報伝達ルートの確立)155
(1) 社内連絡網の整備155
(2) 関係先 (メディア・監督官庁、取引先等) 連絡網の整備156
■第5章 法務リスク管理と経営者の
役割157
I 取締役の責任157
1 リスク管理体制の構築

2	コンプライアンス経営の実現に向けた取組み159
3	コンプライアンス体制の確立に最も重い責任を負うのは経営者で
	ある ······161
Ι	コンプライアンスをめぐる現在の状況165
1	企業をみる社会の目は厳しさを増している163
2	ステークホルダーと企業との関係も変化している164
3	企業にとってコンプライアンス上のリスクは著しく増大している
	162

第2部 事例別にみる 法務リスク管理

■第1章 商品・製品をめぐるリスク	
管理	165
序 論	165
 1 はじめに	168
2 事前の対策	168
(1) 適用される法令の把握・理解	168
(A) 製造物責任法 ·····	168
(B) 製品・商品の表示に関する法令	171
(C) トレーサビリティに関する法令	175
(D) 自主規制 ······	175
(2) 法的リスクの特定、評価	175
(A) 製造中止・停止、製品の回収、修理に伴う費用の支出	175
(B) 民事責任 ·····	176
(C) 刑事責任 ······	176
(D) 役員としての責任	176
(E) 製品事故情報に関する公表	177
(3) リスク発生・拡大を防止するためのルール・仕組みづくり、教	ζ
育訓練、モニタリング	177
3 事後の対応	178
(1) 消費者への対応――周知徹底、製品回収	178
(2) 消費生活用製品安全法の対応、その他監督官庁への報告	180
(A) 適用される製品・事故等	180

(B) 事故情報の収集・公表181
(C) 危害の発生・拡大防止措置182
(3) 対策本部・調査委員会等の設置183
Q&A183
Q 1 製品の不具合による事故が発生した場合の対応 ·······183
1 初動の対応
2 公表とその後の対応
(1) 事故についての公表185
(2) 広報対応186
(3) 公表に伴う初動対応187
(4) 本格的な調査体制
(5) 再発防止策、処分189
Q2 他社の行為が関連した自社製品での事故に関する対応189
1 法的リスク189
2 初期対応、広報対応 ·······191
Q3 製品の表示上の問題に関する広報対応と事前の対策 ······192
1 広報対応 ·······192
2 事前の体制 ······ 192
(1) 適用される法令の把握・理解193
(2) 違反を防止するためのルールづくり194
(A) 組織・ルールのあり方194
(B) 企業風土の再確認 ······194
(C) 内部通報制度の活用 ······195
■第2章 取引先の経営危機・倒産196
序 論

2	取引先の経営危機・倒産情報に接した場合に行うべきこと197
(1) 契約内容・取引状況(債権債務の状況、納入状況)の確認197
(2	と) 債権保全・回収手段の検討・債権保全状況の確認197
(3	。) 債権保全・回収手段の実行198
(4) その他の関係(株式の保有、役職員の派遣)の確認198
3	法的倒産手続等に移行するおそれがある場合の留意点199
(1) 商品納入時期と債権の取扱い199
(2) 債権保全・回収手段と法的倒産手続の関係、否認権、相殺権の
	制限199
(3	。) 法的倒産手続における担保権の取扱い ······200
(4	.) 連鎖倒産の可能性200
(5	b) 自社への影響についての懸念に対する対外的な対応200
4	事業譲渡・会社分割スキームへの対応201
5	取引先から支援要請を受けた場合の対応202
6	その他の 留意点 ····································
(1) 保有株式の売却とインサイダー取引規制202
(2	2) 役員の責任と役職員の引き揚げ
(3	3) 広報対応等203
Q&/	A204
Q1	商品の納入先について信用不安の情報に接した場合204
1	他の複数の取引先に対して支払猶予を求めているとの情報に接し
	た段階 ····································
2	自社に対して支払期限の延長を求めてきた段階205
3	民事再生手続開始申立てを検討しているらしいという噂に接した
	段階 ·······206
4	取引先ごとのリスクの類型的把握の必要性207
Q 2	取引先について法的倒産手続開始の申立てがあった場合207
1	法的倒産手続開始申立情報に接した段階207

	2	法的倒産手続開始決定前の段階20	8(
	3	法的倒産手続開始決定後の段階	8(
Q	3	取引先から支援を求められた場合20)9
	1	取引先からの支援要請)9
	2	支援の判断の合理性確保の必要性	0
	3	設問の事例における対応21	1
Q	4	取引先から会社分割により新会社に取引関係を移行する旨の通知	
		があった場合	1
	1	事業再生スキームと会社分割21	1
	2	情権者異議手続との関係 ······21	2
	3	実質的経営主体の変更の有無 21	12
	4	詐害的・濫用的な会社分割への該当性 21	13
	5	設問の事例における対応21	4
	谷	色3音 労働問題とリスク管理	5
		第3章 労働問題とリスク管理 ⋯⋯⋯ □	
序		·····································	15
序		ニュー・	L5 L5
序	; ii	ニュー	l5 l5 l6
	1 2 3	ニュー	15 15 16
C	1 2 3	☆	15 15 16 17
	1 2 3	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	15 15 16 17 18
C	1 2 3 (& /	常働問題における危機管理の特徴 21 法務リスクと労務管理リスクの差異 21 雇用システムの変化と危機管理 21 本 21 非正規雇用者が地域ユニオンに加入した場合 21 対応策 21	15 15 16 17 18
C	1 2 3 1 1 1	帝 21 労働問題における危機管理の特徴 21 法務リスクと労務管理リスクの差異 21 雇用システムの変化と危機管理 21 21 非正規雇用者が地域ユニオンに加入した場合 21 対応策 21 21 派遣労働契約の解消 21	15 15 16 17 18 18
C	1 2 3 1 1 1 (1 (2	第働問題における危機管理の特徴	15 15 16 17 18 18
C	1 2 3 1 1 1	第働問題における危機管理の特徴	15 16 17 18 18 18
C	1 2 3 1 1 1 (1 (2	第働問題における危機管理の特徴	15 15 16 17 18 18 18 19 20

\Diamond	参考判例・事	\$件		221
Q 2	精神疾患で体	k職した者が会社の	D内外に告発メー	-ルを送信した場合
	••••			222
1	対応策			222
(1)精神疾患丸	付応の基本		222
(2	2) 公益通報者	音保護法		223
(3	3) 対応の基本	z		223
2	広報戦略 …			224
3	コンプライア	マンス体制のありて	ד	225
\Diamond	参考判例•事	事件		225
Q 3	過労死を主張	養する遺族が労災 国	申請と訴訟提起を	通告してきた場合
				226
1	対応策			226
(1) 過労死の業	美務起因性		226
(2	2) 勤務状況把	5握		227
(3	3) 遺族への対	寸応		228
2	広報戦略 …			228
3	コンプライア	マンス体制のありて	ጛ	228
\Diamond	参考判決・事	事件		229
	有4章	海外にお	ける重均	· 事件·······230
7				
序	論			230
1	経済のグロー	-バル化による法剤	אリスクの増加	230
2				230
3	ビジネス上の)リスク		231
4	従業員の私生	E活上の法令違反に	こついて	233
Q&	Δ			233

Q	1	テロ	コ、	動乱、		秀拐	等の	八:	火ン	^.	ン・					•••	• • • • •	••••	• • • • •	2	100
	1	テロ	٦,	動乱、	Ē	秀拐?	事件	にこ	対す	る	リス	ク	管理	■の必	要性			• • • •		2	234
	2	人	災リ	スクイ	\ 0	り事i	前の	対	応策			• • • •	• • • • •			•••	• • • • •	••••	••••	2	235
	(]	1) †	青報	収集	• 5	分析	と「	安	全対	策	室」	0	設置	ł		• • •		• • • •		2	235
	(2	2) 名	龙業	員らの	DE	自覚	およ	び	行動	制	限・			• • • • • •		• • •	• • • • •		• • • • •	2	236
	3	万ź	ゲー	の事態	張力	が発:	生し	<i>†</i> =:	場合	٠.						• • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	2	237
Q	2	中国	国リ	スク′	\0	D対/	心.		• • • • •	• • • •						• • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	2	237
	1	中国	国リ	スク語	放均	曽の3	理由		• • • • •	• • • •						•••		• • • •	• • • • •	2	237
	2	大规	見模	デモタ	圣生	Eのf	青報	に	対し	て	••••	• • • •	• • • • •	• • • • •		•••	• • • • •	••••	••••	2	240
Q	3	海馬	戒品	・模倣	放品	計が	発見	.さ	れた	場	合·					•••		• • • •	• • • • •	2	240
	1	模化	放品	・海則	戎片	反被?	害の	現	伏 ·	••••	• • • • •	• • • •	••••	• • • • • •		•••	• • • • •	••••	••••	2	241
	2	模化	放品	・海則	戎片	反の	製造	元	に対	す	る具	Ļ体	的な	アク	ッ ショ	ン	• • • •	••••	••••	2	242
																• • •				9	11
	3	知的	的財	産侵害	書事	事件(の行	方	••••	• • • •		••••	••••							_	244
	3	知的	的財	産侵割	事事	事件 (の行	方	••••	••••	••••	••••	••••							_	244
		^知 有 !	5 3	章	•	会	計	上	<u>.</u> O.)フ	不.	Œ	••••					••••		2	245
序	1 2 5	第:論	5 I	章 		会	計	<u></u>	<u>.</u> 0.)7	下.	Œ								2 2	245 245
序	1 2 5	第 論	5] 計上	章 の不正	: : : :	会 i	計 	上 	σ .) Z	下]	Œ								2 2	245 245
序	Ś	第 論 会 決	5 显 計上 算情	幸 の不正 報に記	····· E(会 に こ伴 リがこ	計 うり あっ	上 ス: た:	」 の ク 場合)フ 	不 会社	Ε	 生す	 	 341		·····································	 s不		···2 ···2 ···2	245 245 245
序	持	第 論 会 決 等 (5 3 計算概	手 の不正 報に記	····· E(会 には、	計 うり あっ	上 ス: た:	」 のク : 場合)7 	不 会社	IE	 生す	·····································	 3	 か 	······ `ある	 る不	······ ····· ·利孟	····2 ····2 ····2 * * * *	245 245 245
序	持	第	うご 計算の再	学	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	会:	計 うりあ す	上スたった。	· ク 湯 … 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。)フ 	会社 留意	正 	 生す 	うま	 ジそれ	 か 	`	 3不 		····2 ····2 ····2 * ····2 ····2	245 245 245 246 247
序	方 1 2	第 論 会 決 等 過 1) 3	5 1 1 計算の再会	う の報要決上の取上の取り	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	会。 に伴が に伴が Eを!	計 う あ 要	上 スた: る:	・ ク ・ 場合)フ ·に:	不	正 た 気点	 生す 	**************************************	 3	 か 	`	 3不 		····2 ····2 ····2 * ····2 ····2 ····2	245 245 245 246 247
序	1 2 3	第 論 会 決 等 過 4 1)	5 量 … 計算の年会証上情概度計券	章の報要決上取る。	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	会 に 作 が E を い) 開 :	┣┣	上 ス: た: る:	. ク 場… 場… ル ら ら … ・)フ の	不	正	 生す 	* 3 t	34n	か	`	 3不 		····2 ····2 ····2 ** ····2 ····2 ····2 ····2	245 245 245 246 247 247
序	1 2 3 (2	第 論 会 決 等 過 4 1)	5 量 … 計算の年会証上情概度計券	う の報要決上の取上の取り	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	会 に 作 が E を い) 開 :	┣┣	上 ス: た: る:	. ク 場… 場… ル ら ら … ・)フ の	不	正	 生す 	* 3 t	34n	か	`	 3不 		····2 ····2 ····2 ** ····2 ····2 ····2 ····2	245 245 245 246 247 247
序	多	第 論 会 決 等 6 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	5 1 計算の年会証金 上情概度計券商	章の報要決上取る。		会に伴がいたをいい、関係の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	計 うあ… 要 … 示 示	上 ス た る :	・ ク ・場 今 場 合 ・)フ たに: の!	会	正	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	* 3 ±	3 2 11	か	`	····· ···· ···· ····		222222222	245 245 245 246 247 247 247
序	多	第	5 置 計算の年会証金会 上情概度計券商社	章の報要決上取法でいる。		会	計 … う あ … 要 … 示 示 書	上 ス: た: る: ()	. の) 7	会社 留意	正	生す 	** 3 <i>t</i>	3; 2 † 1	 か 	`	····· ····· ····· ·····		2222222222	245 245 245 246 247 247 247 248
序	了 1 2 3 (2 (3 (4)	第 論 会 決 等 6 4 3 3 3 3 4 4 3 4 4 4 5 4 5 4 5 4 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6	5 1 計算の 年会 証 金 会 不上 情 概 度 計 券 商 社 利	章 の報要決上取法法で、		会	十 … う あ … 要 … 示 示 書 的	トスたいるが、これにという	・ ク 場… 場… ル の 容) フ	个	正	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	** 3 <i>t</i>	5741	か	``	3不	 新社 	2222222222	245 245 245 247 247 247 248 249 249

(証券取引所からの一定の不利益な措置	51
(課徴金・刑事罰25	51
5	不正の態様、動機、会社風土25	53
6	発覚の端緒25	54
7	不正調査と公表・第三者委員会25	55
8	当局の調査等に対する対応25	55
9	適時開示・マスコミ対応	57
(適時開示のタイミングと内容25	57
(マスコミ対応25	58
10	発覚後の流れと対応ポイント	
Q&	<u></u>	60
Q1	経理上の不祥事のおそれが発見された場合の対応20	60
1	循環取引とは	60
2	情報収集、不正の全体像・概要把握	61
3	調査手法の確定、調査委員会の人選、調査スケジュールの確定20	52
4	証券取引所への対応、適時開示のタイミング・内容20	52
5	証券取引等監視委員会等の調査対応	64
Q 2	社内調査の結果を受けた対応20	64
1	調査結果の公表	64
2	決算短信の訂正、有価証券報告書の訂正報告書等の提出20	66
3	不正関与者の処分等	66
4	課徴金納付命令の勧告等	66
	56章 独占禁止法をめぐるリスク	
	です。	67
	_	
序	·····································	67
1	けじめに	37

	2 3	独禁法改正の流れ 269
	3 3	独禁法関連のリスク管理の変化 271
	4 劳	競争法をめぐる国際的な動向とその対応の必要性272
	5 /	小 括 ································· 275
C	A <i>B</i> (]276
Q	1 :	コンプライアンス体制の確立276
	1	問題 の 所在 ····································
	2 7	カルテル277
	3 3	虫禁法違反行為の未然防止のための 取組み279
	(1)	経営トップのコンプライアンスへの関与(ミッションステート
		メント)279
	(2)	マニュアル、研修の整備280
	(3)	コンプライアンスの実務を担う法務コンプライアンス担当部署
		等の体制整備 ・・・・・・281
	(4)	子会社・関係会社におけるコンプライアンスへの関与282
	(5)	独禁法違反行為に関与した社員等に対する懲戒282
	4 3	虫禁法違反行為の早期発見のための取組み 282
	(1)	同業他社との接触状況の把握・管理283
	(2)	監査の実施、相談部署や内部通報制度の整備や有効活用284
	5 }	独禁法違反情報に接した場合の対応 285
	(1)	社内調査の意思決定における経営トップの関与285
	(2)	法務コンプライアンス担当部署等における緊急時の体制の整備
		285
	(3)	課徴金減免制度の利用の検討286
	(4)	自主申告を行った社員に対する社内処分の軽減286
	(5)	有価証券報告書および事業報告における独禁法違反による法的
		措置の記載287
	6 4	小 括 287

ليا د	· ^	、礼談台が行われていることが判明した場合の対処方法	288
1	問	題の所在	288
2	・ス	札談合	288
3	調	·微金減免制度 ······	290
4	調	!徴金減免制度の具体的な利用方法	292
5	調	!徴金減免制度利用の要点	294
	(1)	早急に社内対策チームを立ち上げて、迅速かつ秘密裏に調	査を
		行い、事実の把握・確認に努めること	295
	(2)	把握・確認できた事実の評価と、次なる行動方針の決定 …	295
	(3)	課徴金減免の申請に際して	296
	(4)	課徴金減免の申請後の対策	296
6	調	徴金減免の申請以外に企業として行うべきこと	297
7	' /J	、括	298
Q 3	} =	イセンス契約における独禁法上の留意点	298
1	問	題の所在	299
2	知	1的財産と独禁法との関係	299
3	2	取委のガイドラインにおける知的財産の位置づけ	301
	(1)	知的財産ガイドラインによる独禁法21条の解釈	301
	(2)	知的財産ガイドラインにおける不公正な取引方法に関する	記述
			303
	(A) 独禁法による不公正な取引方法の位置づけ	303
	(B) 知的財産ガイドラインにおける不公正な取引方法に関す	る
		記述	304
4	知	1的財産に係る行為と判断枠組み	305
5	知	1的財産と独禁法との関係におけるコンプライアンス体制の	あり方
			306
E	1	、括	307

■第7章 知的財産権をめぐるリスク	
管理30	8
序 論	8
	8
(1) 特許権と侵害行為30	8
(A) 特許権 ······30	8
(B) 特許権侵害行為とリスク30	9
(2) 特許権侵害リスクの管理31	0
(A) リスクの移転 ······31	0
(B) リスクの低減 ······31	0
(C) リスクの回避 ······31	2
2 商標権に関するリスク31	4
(1) 商標権と侵害行為31	4
(A) 商標権とは31	4
(B) 商標権に関するリスク31	5
(2) 商標権に関するリスクの管理31	5
(A) 商標権侵害リスクの低減31	5
(B) 商標権侵害リスクの回避31	7
(C) 自己の商標権に関するリスクの回避31	9
3 著作権に関するリスク32	0
(1) 著作権と侵害行為32	0
(2) 著作権侵害リスクの管理32	1
(A) ソフトウェアの違法コピー ······32	1
(B) 外部コンテンツの無断使用32	2
Q&A32	3
Q 1 特許権侵害の警告書 ············32	3
1 A 社の対応策 ····································	3

	(1)				
	(2)			寸すべき事項	
	2	В	社に対する	3 対抗措置 ······	325
	3	特	許権侵害に	こ関連する広報対応	325
	(1))	特許権者は	こよる広報対応	325
	(2))	被疑侵害者	皆による広報対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	326
)	2	販	促品と商標	票権侵害	327
	1	Α	社の対応第	传 ········	327
	2	Α	社が留意す	すべきであったこと	328
	4	5	a 辛	反社会的勢力をめぐるリス	
	7	7	0 辛		
				ク管理 ····································	329
序	誦	Â			329
	1			りをめぐるリスク管理の必要性	
	(1))	反社会的勢	勢力とは何か	329
	(2))	反社会的勢	勢力のリスク	330
	2	政	府指針の概	眾要	331
	3			長後の各業界における取組状況	
	(1))	証券業界		333
	(2))	銀行業界		334
	(3))	建設業界		334
	(4))	不動産業界	무	335
	4	企	業に求めら	うれる政府指針を踏まえた対応と今後の課題	335
Q	8,4	1			337
Ç	1	企	業の不祥事	事を材料とした不当要求が行われた場合	337
	1	対	応策		338
	(1)	١		ケ撃刑の不当要求	338

	(2)	攻撃型の不当要求に対する対応の要点	338
2		広報戦略 ·····	339
3	=	コンプライアンス体制のあり方	339
<	> 1	参考判例・事件	340
Q 2	!耳	収引先が暴力団関係企業であることが発覚した場合	341
1	対	付応策	341
	(1)	「反社会的勢力」の認定	341
	(2)	取引関係遮断の方法	342
	(3)	組織対応・外部機関との連携	343
	(4)	再発防止策	343
2	, ,	広報戦略 ·····	344
3	=	コンプライアンス体制のあり方	344
<	> \$	参考判例・事例	345
Q 3	5	豆社会的勢力の不当要求に応じたことが発覚した場合	345
1	坟	付応策	345
	(1)	政府指針の裏取引の禁止	345
	(2)	反社会的勢力との取引関係の遮断、外部機関との連携等・	346
	(3)	反社会的勢力との取引関係解消の具体的方法	347
2		広報戦略 ·····	347
3	=	コンプライアンス体制のあり方	348
<	> 1	参考判例・事例	348
	给	9章 企業秘密とリスク管理 …	340
	ㄉ	3 早 正未他出てリスノ官兵	343
序	論]	349
1	1	と業秘密の管理の重要性	349
2	. 7	下正競争防止法 ·····	350
	(1)	営業秘密	350

(A) 秘密管理性 ······351
(B) 有用性 ······351
(C) 非公知性 ······351
(2) 営業秘密に係る不正競争行為352
(A) 不正取得型 ·····352
(B) 正当取得型 ·····353
(3) 民事的救済353
(A) 差止請求権 ······353
〈図 7 〉 営業秘密侵害行為類型354
(B) 損害賠償請求権 ······355
(C) 信用回復措置請求権 ······356
(4) 刑事罰
(A) 概 要 ······356
(B) 営業秘密侵害罪の類型357
(5) 二次的被害を防止するための訴訟手続上の手当て358
〈図8〉 営業秘密侵害罪の類型359
(A) 民事訴訟手続上の手当て ······360
(B) 刑事訴訟手続上の手当て361
3 営業秘密の管理方法362
(1) 管理すべき営業秘密の特定363
(2) 営業秘密へのアクセス制限(物理的管理・技術的管理)364
(3) 社員教育や就業規則・秘密保持契約等の手当て (人的管理)364
(4) 社内規程・マニュアル化、管理体制のモニタリング(組織的
管理)365
4 広報対応366
Q&A
Q1 従業員が仕入先情報を不正に持ち出し、他社が不正使用したこと
が発覚した場合366

1	事実関係の調査	367
2	法的措置の検討	367
Q 2	会社製品の製造方法に係る中核技術・ノウハウを有する人材	が退
	職する場合	369
1	社員が退職する際の留意点	369
2	海外での営業秘密の漏えい	370
Q 3	自社基幹システムの開発を外部企業に委託する場合	371
Q 4	同業他社から従業員を中途採用する場合	371
1	他社の営業秘密を侵害しないために	371
2	中途採用時の留意点	372
<u></u>	第10章 個人情報とリスク管理	272
5		
序	論	373
個人	人情報保護法と事業分野ごとのガイドライン	373
Q&,	Α	375
Q1	顧客情報の取扱い	375
1	A 社が顧客情報を取得するうえで留意すべき点は何か	376
(]	1) 個人情報保護法におけるA社の位置付け	376
(2	2) できる限り特定された利用目的の明示	377
	(A) 利用目的の明示 ······	377
2	(B) 利用目的の特定 ·····	378
,	(B) 利用目的の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(]		379
(]	A 社が顧客情報を管理するうえで留意すべき点は何か	379 379
(]	A 社が顧客情報を管理するうえで留意すべき点は何か 1) 安全管理措置の整備	379 379 380
(]	A社が顧客情報を管理するうえで留意すべき点は何か 1) 安全管理措置の整備	379 379 380 381
(1	A 社が顧客情報を管理するうえで留意すべき点は何か 1) 安全管理措置の整備 (A) 組織的安全管理措置 (B) 人的安全管理措置	379 389 381

	((E) 「クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて」に
		掲げられた措置382
	(2)	従業者の監督383
	3	A 社が顧客情報のデータベースへの入力作業などを第三者に委託
		する際に、留意すべき点は何か384
		〈図9〉「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の関係385
Q	2 7	顧客情報が漏えいした場合386
	1	事実関係の調査と原因の究明386
	2 j	顧客情報が漏えいした事実の公表、顧客本人への連絡387
	3	問合せ窓口の設置387
	4 :	主務大臣などへの報告388
	5 :	社内処分の検討と公表389
	6	再発防止策の検討と実施389
	7	「お詫びのしるし」389
Q	3 7	顧客情報が漏えいした事実を公表する場合389
	坐	5 11章 環境コンプライアンス問題 ^{…391}
	牙.	ロータ 「
序	論	391
	1 :	企業活動と環境リスク391
	2	環境規制の複雑化・高度化による環境ビジネスリスクの多様化392
	3	公害対策基本法から環境基本法へ392
	4	環境コンプライアンス意識の高まりと新たな環境ビジネスリスク
		393
		000
	5	環境コンプライアンス意識の重要性395
	6 :	環境コンプライアンス意識の重要性395

Q	8A		400
Q] 璟	環境汚染物質の排出データに改ざんがあったことが判明した	
	5	<i>-</i> ース	400
	1 7	□気汚染防止法 ······	400
:	2 求	寸 策	··401
	(1)	事実の公表と調査	··401
	(2)	再発防止策の構築	··401
	(3)	マスコミ対策	402
Qi	2 д	上壌が汚染された土地の上にマンションを建築し販売した場合・	403
	1 ±	- 壤汚染対策法	403
:	2 宅	吕地建物取引業法 ·····	404
;	3 文	寸 策	405
	(1)	事実の公表と買主との交渉	405
	(2)	被害対策の立案および再発防止策の構築と公表	406
	(3)	マスコミ対策	407
	笋	12章 名誉毀損とリスク管理	408
序			
		耳前の対応と事後の対応	
:		責極的対応をすべき場合と静観すべき場合	
;		k的手続をとりうる場合とそうでない場合 ·····	
4		民事上の法的手続をとりうる「名誉毀損」とは	
	(1)	人の社会的評価を低下させる行為	
	(2)	法人に対する名誉毀損	
	(3)	表現の公然性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)	対象の特定性	··412
	(5)	社会的評価の低下の判断基準	··413

	(7) 名誉毀損の違法性阻却4	14
		(A) 総 論 ··································	14
		(B) 事実の摘示に関する名誉毀損の違法性阻却要件4	15
		(C) 論評に関する名誉毀損の違法性阻却要件4	:17
	(8)損害	17
	5	刑法上の「名誉毀損罪」に該当する行為とは4	18
	6	名誉毀損的表現に対してとりうる法的手段4	19
Q	8,4	<u>λ</u> 4	20
Q	1	 名誉毀損的表現がなされることが事前にわかった場合4	20
	1	事実関係の確認	20
	2	取材対応	20
	3	書面での警告 4	21
	4	出版差止めの仮処分	22
	5	出版された後の対応準備4	24
Q	2	名誉毀損的表現がすでに行われてしまった場合4	25
	1	事実関係の確認	25
	2	社会や市場に対する説明4	25
	3	出版社に対する訂正記事の申入れ	26
	4	後追い報道に対する対応	27
	5	民事上の法的手続	28
	6	刑事上の法的手続	29
Q	3	インターネット上の名誉毀損の場合4	30
	1	証拠化	30
	2	削除の請求	30
	3	発信者情報開示の請求	.32
	4	損害賠償請求	.33

育		13章 経営者・役員の不祥事	•435
序	論]	.435
1		既 観 ·····	··435
2	縚	圣営者•役員が関与する具体的な法令違反が問題となるケース	··436
(]	1)	事 案	··437
		〔表5〕 役員が関与したとされた主な企業不祥事(2000年以降)	··437
(2	2)	特 徵	··438
(;	3)	対応の基本的態度	•439
(4	4)	対応の基本的流れ	•440
(5	5)	第三者委員会	•442
3	役	段員に具体的な法令違反がなく、善管注意義務違反が問題となる	
	ケ	rース ······	•444
(]	1)	経営判断の誤り	•444
(2	2)	内部統制システム構築義務の違反	•447
(3	3)	監視義務違反	•450
Q&	Α]	•451
Q1	縚	圣営者による背任	•451
1	絲		
2		実の確認	
3		设員の処分	
4	不	「祥事の公表	•453
5	第	第三者委員会の設置 ·······	•453
6	再	写発防止策の策定、公表、履行	•454
7		下祥事を起こした役員に対する責任追及	
\Diamond		🕏 考判例	
Q 2		双締役による不祥事隠蔽	
1	販	販売の停止、商品の回収	•455

2	公 表
3	その他 ············459
\Diamond	参考判例459
⊋3	経営判断459
1	総 論
2	子会社等の倒産から受けるリスク回避の必要性の検討460
3	支援を行うことによるリスクの検討461
4	比較考量と判断461
5	手続上の留意点462
\Diamond	参考判例
<u> </u>	第 14章 社員の不祥事 ··························464
5	FI4早 14貝Vバヤサ404
序	論 ····································
1	社員の不祥事の範囲464
(]	l) 社員の私利私欲のための不正行為・犯罪464
(2	2) 私生活上の行為・犯罪465
2	社員が不正や犯罪に走らないようにするための方策466
Q&,	A467
Q 1	担当責任者による横領・着服などの不正行為があった場合467
1	横領・着服の位置づけと判例の考え方467
2	会社の対応策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(]	1) 事実確認
(2	2) 被害弁償、刑事告訴、懲戒処分469
(3	3) リスク管理体制の見直し470
3	今後の課題 ····································
⊋ 2	内部通報で、社内の不倫関係が通報された場合472
	73印度報で、社内の小冊医派が虚拟された物目 472

2 [勺部通報への対応475
Q3 7	社員が通勤中に痴漢の疑いで現行犯逮捕された場合 ······476
1 4	社員が痴漢行為により逮捕された場合の社員への対応476
2 Ā	頭問弁護士の接見478
3 <i>J</i>	広報対応 478
A-/	
第	15章 取引先をめぐるリスク管理 …480
序論]480
1]	ュ 取引先に起因するリスク480
2 -	事前の備えとしての契約書 481
(1)	リスクの分担や対処方法の明確化481
(2)	証拠書類としての契約書483
3]	取引先によるリスクが現実化した場合の事後対応484
(1)	被害者的立場と加害者的立場484
(2)	事実関係の調査の限界484
(3)	取引先に対する法的措置も視野に485
4 J	広報対応
Q&A] 487
Q1 t	ュ 加工食品の仕入先が原材料の表示を偽装していた場合487
1 -	事実関係の確認487
	事実関係の公表488
3 ī	商品の回収その他の対応 ······489
Q 2 \$	製造委託の注文主から一方的に代金の減額がされた場合490
1 .	下請法490
(1)	下請法の適用対象490
	〈図10〉 親事業者と下請事業者の範囲491
(2)	下請法上の親事業者の義務および禁止事項491

〈図11〉 親事業者の義務および禁止事項49	92
2 本設問の検討	92
第16章 カレーマー対応におけてコ	
■第16章 クレーマー対応におけるコ	
ンプライアンス問題	95
·····································	95
 	95
2 クレーム対応の複雑化・高度化4	96
(1) 消費者意識の高揚4	96
(2) 企業不祥事の頻発4	96
(3) IT技術の発展 ··············	97
(4) クレーム対応の複雑化、高度化4:	97
3 「顧客満足度向上」の視点からのクレーム対応の弊害4	98
4 法的理由のあるクレームと理由のないクレーム	99
5 クレーム対応におけるコンプライアンス	00
Q&A51	
 】 商品を購入した顧客から、些細な品質表示の誤りについて執拗な	
〇十 商品を購入した顧客から、些細な品質表示の誤りについて執拗な	
	02
クレームを受けた場合 ······5	
クレームを受けた場合	02
クレームを受けた場合	02 03
クレームを受けた場合 50 1 賞味期限 50 2 対策 50	02 03 03
クレームを受けた場合 50 1 賞味期限 50 2 対策 50 (1) 事実の公表 50	02 03 03 05
クレームを受けた場合 50 1 賞味期限 50 2 対策 50 (1) 事実の公表 50 (2) 再発防止策の構築と公表 50	02 03 03 05 05
クレームを受けた場合 56 1 賞味期限 56 2 対策 56 (1) 事実の公表 56 (2) 再発防止策の構築と公表 56 (3) マスコミ対策 56 (2) 著作権違反を告発するホームページが開設された場合 56	02 03 03 05 05 06
クレームを受けた場合 50 1 賞味期限 50 2 対策 50 (1) 事実の公表 50 (2) 再発防止策の構築と公表 50 (3) マスコミ対策 50 (2) 著作権違反を告発するホームページが開設された場合 50	02 03 03 05 05 06

目 次

(2)	掲載削除の仮処分申立て
(3)	マスコミ対策508
• 事項9	索引
執筆者	皆略歴 514